

通所リハビリテーション利用料金表 【負担割合 1割用】

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●基本料金 (6～7時間)

(単位:円)

要介護度	介護保険対象	介護保険対象外	1日あたり合計額
	一部負担額 ※1	食費 ※2	
1	745	720	1,465
2	887		1,607
3	1,026		1,746
4	1,190		1,910
5	1,353		2,073

※1 通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(I)イの合計額一部負担額につきましては、1日あたりの目安となる金額であり、加算料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます。

6～7時間以外のご利用については、介護保険制度に基づく算定基準により算出した金額となります。

※2 食費は、1日分(昼食(おやつを含む))の定額料金です。

●加算料金

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象			
算定項目	内 容		一部負担額
			算定単位
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定し、理学療法士等の人数が一定以上である場合		26
入浴介助加算	入浴サービスを行った場合		54
短期集中個別リハビリテーション実施加算	短期集中的にリハビリテーションを行った場合(退院・退所日又は認定日から3月以内)		119
重度療養管理加算	要介護3、4又は5で医療ニーズが高い状態にある方に対して、医学的管理のもと療養上必要な処置を行った場合		108
中重度者ケア体制加算	中重度要介護者(要介護3以上)が一定割合以上利用し、職員を一定の基準より多く配置し、中重度者の受入体制を構築している場合		22
社会参加支援加算	サービスを終了した方が社会参加へ移行した割合が一定以上となった事業所として評価された場合		13
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	Ⅰ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定している認知症の方に個別リハビリテーションを実施した場合(退院・退所日又は認定日から3月以内)	260
	Ⅱ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ～Ⅳを算定している認知症の方にリハビリテーションを実施した場合(退院・退所日の翌日の属する月又は開始日から3月以内)	2,079
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーション計画を作成し、定期的に評価・見直しをした場合		357
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	1	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。また、居宅を訪問し、指導・助言を行った場合。(開始月から6月以内)	1,213
	2	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。また、居宅を訪問し、指導・助言を行った場合。(開始月から6月超)	866
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	1	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。また、居宅を訪問し、指導・助言を行った場合。厚労省に計画等を提出した場合(開始月から6月以内)	1,321
	2	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。また、居宅を訪問し、指導・助言を行った場合。厚労省に計画書を提出した場合(開始月から6月超)	975
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1	生活行為向上のための計画を定めて、支援した場合(利用開始日の属する月から3月以内)	2,166
	2	生活行為向上のための計画を定めて、支援した場合(利用開始日の属する月から3月超6月以内)	1,083
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の4.7%の単位数)		利用単位数による
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当施設が介護職員等の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の2.0%の単位数)		利用単位数による

※ 上記以外にも介護サービス費の算定基準による料金が加算される場合がございます。

※ 一部負担額につきましては、1日又は1回あたりの目安となる金額であり、基本料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます。

※ 施設が所在する三鷹市は、介護保険制度上の3級地に該当し、この地域区分に基づいた金額で裏面に続く

通所リハビリテーション(デイケア)利用料金表

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

(2) 希望した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象外			
項 目		料 金	単 位
おむつ代	テープ式	100	1枚につき
	パンツ式	70	
	パット	30	
文書料	医療情報提供書	3,000	1通につき
	その他証明書類	4,000	
日常生活品費	身の回り品として日常生活に必要なものの費用	実費	1式につき
教養娯楽費	教養娯楽や行事にかかる材料費	実費	

※ 上記以外にも実費相当額のご負担をいただく場合がございます。